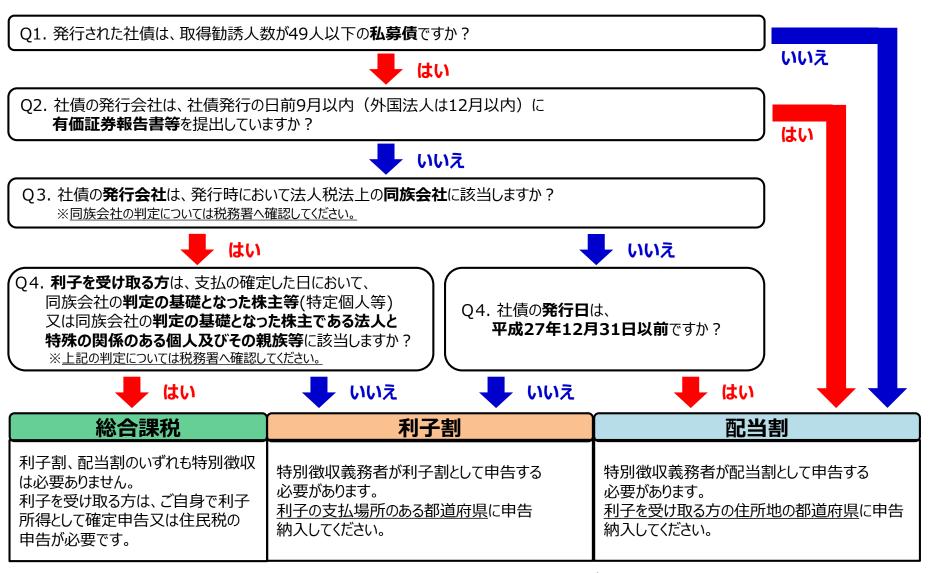
<u>令和3年4月1日以後に個人に支払われるべき、社債の利子の取扱いについて</u> 判定フローチャート



- ※平成28年1月1日以後に**法人**に支払われるべき利子については、利子割、配当割のいずれも特別徴収は必要ありません。
- ※債権の発行について法律の規定を持たない会社以外の内国法人が発行する、いわゆる学校債・組合債のようなものは社債には該当せず、 これらに係る利子は雑所得となります。利子割、配当割のいずれも特別徴収は必要ありません。
- ※特定公社債の利子(租税特別措置法第3条第1項第1号)に該当し、個人に支払われるべき利子は、上記の判定によらず配当割となります。